

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令

(船主相互保険組合法施行規則の一部改正)

第一条 船主相互保険組合法施行規則(昭和二十五年<sup>大蔵省</sup>運輸省<sup>令</sup>第二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和二十八年大蔵省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「振替社債等(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ)」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの(以下この項において「振替社債等」という)」に改める。

(証券金融会社に関する内閣府令の一部改正)

第三条 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項を次のように改める。

第一条の四 法第百五十六条の二十七第一項第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 有価証券の担保を徴して行う金銭の貸付け（法第百五十六条の二十四第一項並びに法第百五十六条の二十七第一項第二号及び第三号に掲げる業務を除く。）

二 有価証券の受渡しに関する代理業務

三 国債証券の元利金支払の代理業務

四 有価証券及び金融庁長官に届け出た証書等の保管業務

五 法第百五十六条の二十四第一項、法第百五十六条の二十七第一項第一号から第三号まで又は前各号に掲げる業務に際し、取引の相手方となる顧客に金銭又は有価証券等を収納するための施設を賃貸する業務

六 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項の口座管理機関とし

て行う振替業

七 金融商品取引清算機関（法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）の清算参加者（法第五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）による有価証券等清算取次ぎ（法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎをいう。）の決済に必要な金銭又は有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して貸し付ける業務（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十九条の六第二号及び第三号に掲げる取引に係る業務を除く。）

（銀行法施行規則の一部改正）

第四条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条の六に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、会社等又は他の会社等が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に

係る部分に限る。 ) において準用する場合を含む。 ) の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

第十七条の三に次の一項を加える。

9 第一条の六第三項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第三項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。 ) において準用する場合を含む。 ) 」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式会社又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第三十四条の九に次の一項を加える。

2 第一条の六第三項の規定は、前項第三号の場合において同号の銀行主要株主が保有する議決権について準用する。

第三十四条の三十二に次の一項を加える。

3 第一条の六第三項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において法第五十二条の三十七第一項に規定す

る申請者が保有する議決権について準用する。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第五条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の五に次の一項を加える。

9 前三項の場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第五条の十二に次の一項を加える。

3 第四条の五第九項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の二の三に次の一項を加える。

- 2 第四条の五第九項の規定は、前項第三号の場合において同号の長期信用銀行主要株主が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第九項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

第二十五条の十二に次の一項を加える。

- 3 第四条の五第九項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の五第九項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株

式又は出資に」と読み替えるものとする。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第六条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第五十三条に次の一項を加える。

7 第一項第四号の場合において、信用金庫連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第六十四条に次の一項を加える。

13 第五十三条第七項の規定は、第九項から第十一項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

第三百三十八条に次の一項を加える。

3 第五十三条第七項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第五十三条第七項中「第四百十

七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

第八条第一号及び第九条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十一条に次の一項を加える。



4 令第八条第六項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合においてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用する。

第二十四条第六号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(貸金業法施行規則の一部改正)

第八条 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項第一号又は第二号の場合において、これらの規定に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式等に係る議決権を含むものとする。

第八条第二号及び第五号中「第二条第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第三十条の十に次の一項を加える。

4 第二条第二項の規定は、第二項第二号又は第五号の場合において指定信用情報機関が保有する議決権  
又は一の株主、社員若しくは出資者が取得し、若しくは保有することとなつた議決権について準用する。  
(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規  
定によりなお効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の担当証券業の規制等に関する法  
律施行規則の一部改正)

第九条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令(平成十九年内閣  
府令第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる同令第二号の規定による  
廃止前の担当証券業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十三年大蔵省令第三十五号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第三条第一号中「以上の議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十  
五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に  
係る議決権を含む。)」を加え、「又は出資」を削る。

(前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 前払式証票の規制等に関する法律施行規則（平成二年大蔵省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「議決権（同号に規定する議決権）」を「対象議決権（同条第二項第一号に規定する対象議決権）」に改める。

第二十一条第一号及び第二十二条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第十一条 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第八条第二項」を削り、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同条第一号八を削り、同号二を同号八とし、同号ホ中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振

替に関する法律」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとする。

(中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第九号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一項を加える。

10 第二項第四号の場合において、信用協同組合連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第十二号口中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同条に次の一項を加える。

13 第九項から第十一項までの場合において、これらの規定に規定する者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第七十八条に次の一項を加える。

3 第四条第十三項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条第十三項中「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。」「と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

(保険業法施行規則の一部改正)

第十四条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の二に次の一項を加える。

3 令第十三条の五の二第四項の規定は、第一項第一号八(1)の場合において当該規定に規定する者が保有する議決権について準用する。  
第一条の六に次の一項を加える。

3 令第十三条の五の二第四項の規定は、前二項の場合において会社等又は他の会社等が保有する議決権について準用する。

第十四条に次の一項を加える。

4 令第十三条の五の二第四項の規定は、法第九十九条第八項の規定において信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十三条第二項（信託業務の委託に係る信託会社の責任）及び第二十九条第二項第一号（信託財産に係る行為準則）の規定を準用する場合における第一項各号及び第二項各号に規定する議決権について準用する。

第十九条第一項第六号中「（平成十六年法律第五十四号）」を削る。

第五十二条の四第六号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第五十二条の九第四号中「社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

第五十二条の十第一号及び第五十二条の十一第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第五十六条の二に次の一項を加える。

11 令第十三条の五の二第四項の規定は、第七項から第九項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第三百三十一条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第二百十條の二に次の一項を加える。

2 令第十三條の五の二第四項の規定は、前項第三号の場合において同号の保険主要株主が保有する議決

権について準用する。この場合において、同条第四項中「第四百七十七條第一項又は第四百四十八條第一項

(これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二

百七十六條(第二号に係る部分に限る。 ) において準用する場合を含む。 ) 」とあるのは「第四百十七

條第一項又は第四百四十八條第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第二百十一條の十三第四号中「社債等の振替に関する法律第二百二十九條第一項に規定する振替社債等」

を「社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八條第一項に規定する振替債」に改める。

第二百十一條の十五第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法

律」に改める。

(金融庁組織規則の一部改正)

第十五條 金融庁組織規則(平成十年總理府令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一号中「、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)」を削り、「



社債等の振替に関する法律（」を「社債、株式等の振替に関する法律（」に改め、「、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項」を削り、「社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項」に改める。

第十四条第一号中「、株券等の保管及び振替に関する法律第四十一条の二第二項」を削り、「社債等の振替に関する法律第三百三十六条第二項」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百八十六条第二項」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第一百十九条第一項第五号中「議決権を行使することができる所有する投資口の口数」を「行使することができる議決権の数」に改め、同号イを次のように改める。

イ 議案ごとに当該設立時投資主が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数

第五十五条第一項第五号中「所有する投資口の口数」を「議決権の数」に改め、同号イを次のように改める。

イ 議案ごとに当該投資主が行使することができる議決権の数が異なる場合 議案ごとの議決権の数  
(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第十八条 投資信託財産の計算に関する規則(平成十二年総理府令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第二号ホ(1)中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(証券金融会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第十九条 証券金融会社に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成十五年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(信託業法施行規則の一部改正)

第二十条 信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第一百七号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 令第二条第五項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合においてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用する。

第二十条第四号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債」に改める。

第二十一条第一号及び第二十二条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振

替に関する法律」に改める。

第二十七条に次の一項を加える。

5 令第二条第五項の規定は、第一項第三号の場合において法第十七条第一項の主要株主となった者の保有する議決権について準用する。この場合において、令第二条第五項中「第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」と、「株式会社又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

第四十一条の二第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（担保付社債信託法施行規則の一部改正）

第二十一条 担保付社債信託法施行規則（平成十九年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

4 令第二条第六項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合においてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第二十二條 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第四号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九條第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八條第一項に規定する振替債」に改める。

第二十九條及び第三十條第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第三十五條第一項に次の一号を加える。

三 社債、株式等の振替に関する法律第四百七十七條第一項又は第四百四十八條第一項(これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條(第二

号に係る部分に限る。 ) において準用する場合を含む。 ) の規定によりその保有する株式等 ( この項の規定により令第十五条の十六第一項第四号の特定個人株主が保有する議決権に含むものとされる議決権に係る株式等を含む。 ) を発行者に対抗することができない場合

第四十一条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第六十六条第一項中「、社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等及び債券等の保管及び振替に関する法律 ( 昭和五十九年法律第三十号 ) の規定により同法第二条第二項に規定する保管振替機関に預託したものを」を「及び社債、株式等の振替に関する法律 ( 平成十三年法律第七十五号 ) 第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの」に改める。

第六十六条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第七十七条第一項第四号イ中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

( 金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正 )

第二十三条 金融商品取引所等に関する内閣府令 ( 平成十九年内閣府令第五十四号 ) の一部を次のように改

正する。

第六十八条第三項中「振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。以下この項において同じ）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という）」に、「から第二百二十二条まで及び第二百二十四条」を「、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条」に改める。

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二十四条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一項を加える。

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。

第五十九条に次の一項を加える。

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。

第六十三条に次の一項を加える。

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者である会社又は第二項第一号に掲げる他の会社が保有する議決権について準用する。

(公認会計士法施行規則の一部改正)

第二十五条 公認会計士法施行規則(平成十九年内閣府令第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第五号中「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八條第一項に規定する振替債」に改める。

第七十五条第一号及び第七十六条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。



附 則

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八条の規定（貸金業法施行規則第三十条の十に一項を加える改正規定に限る。）は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い日から施行する。

株券等の保管及び振替に関する法律施行規則を廃止する等の命令

(株券等の保管及び振替に関する法律施行規則の廃止)

第一条 株券等の保管及び振替に関する法律施行規則(昭和五十九年<sup>法務省</sup>大蔵省<sup>令</sup>第一号)は、廃止する。

(前払式証券発行保証金規則の一部改正)

第二条 前払式証券発行保証金規則(平成二年<sup>法務省</sup>大蔵省<sup>令</sup>第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(外国保険会社等供託金規則の一部改正)

第三条 外国保険会社等供託金規則(平成八年<sup>法務省</sup>大蔵省<sup>令</sup>第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(免許特定法人供託金規則の一部改正)

第四条 免許特定法人供託金規則(平成八年<sup>法務省</sup>大蔵省<sup>令</sup>第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(保険仲立人保証金規則の一部改正)

第五条 保険仲立人保証金規則（平成八年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。  
大蔵省

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（一般振替機関の監督に関する命令の一部改正）

第六条 一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。  
法務省

第一条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」に改め、同条第十九号を削る。

第二十四条第一項第一号イを次のように改める。

イ 一般振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

第二十四条第一項第一号中ロを八とし、イの次に次のように加える。

ロ 一般振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に当該情報を記録する方法

第二十六条第一項中「第三百二条第三項」の下に「及び第四項並びに第三百十二条第一項」を加える。

第二十九条の見出し中「情報の内容」を「事項」に改める。

第三十一条第一項中「第二十四条第一項第一号ロに規定する」を「第二十四条第一項第一号ハに掲げる」に改める。

第三十四条中「振替社債等の発行者」を「当該振替業に係る社債等の発行者」に改める。

第三十六条第一項中「第二百二十八条」を「第二百七十七条」に改め、「（次項において「利害関係者」

という。）」を削り、「同条の規定により一般振替機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提

供を請求」を「一般振替機関に対して同条の規定による請求を」に、「次に掲げる事項を記載した申請書

」を「次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報」に、「提出」を「提供」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第二十四条第一項第一号に掲げる方法

二 書面を提出する方法

第三十六条第二項中「前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書には、」を「法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定による請求をするときは、当該請求において、」に、「書面」を「資料」に、「添付」を「提出」に改める。

第三十六条の二第一項中「第二百二十八条」を「第二百七十七条」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第六号」に改め、同項第三号中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第八号」に改める。

附則第二条中「並びに法附則第三十六条第一項」を「、法附則第三十六条第一項」に改め、「特例外債」の下に「、法附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債」を加え、「及び法附則第三十五条第一項」を「、法附則第三十五条第一項」に改め、「特例特定目的信託受益権」の下に「、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権」を加える。

別表第二第二条第三項第五号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更の項中「第二条第三項第五号又

は第七号」を「第二条第三項第六号又は第八号」に改める。

(一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令の一部改正)

第七条 一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令(平成十六年<sup>内閣府  
法務省</sup>令第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の下に「(平成十六年政令第二百六十六号)」を加え、「及び第四条」を削る。

(信託会社等営業保証金規則の一部改正)

第八条 信託会社等営業保証金規則(平成十六年<sup>内閣府  
法務省</sup>令第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(信託兼営金融機関営業保証金規則の一部改正)

第九条 信託兼営金融機関営業保証金規則(平成十六年<sup>内閣府  
法務省</sup>令第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(保険会社等営業保証金規則の一部改正)

第十条 保険会社等営業保証金規則(平成十六年<sup>内閣府</sup>令第五号)の一部を次のように改正する。  
<sup>法務省</sup>

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正)

第十一条 内閣府及び法務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令(平成十七年<sup>内閣府</sup>令第四号)の一部を次のように改正する。  
<sup>法務省</sup>

別表第一中株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の項を削る。

別表第三及び別表第四中株券等の保管及び振替に関する法律の項を削る。

(少額短期保険業者供託金規則の一部改正)

第十二条 少額短期保険業者供託金規則(平成十八年<sup>内閣府</sup>令第一号)の一部を次のように改正する。  
<sup>法務省</sup>

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(金融商品取引業者営業保証金規則の一部改正)

第十三条 金融商品取引業者営業保証金規則（平成十九年内閣府  
法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（有限責任監査法人供託金規則の一部改正）

第十四条 有限責任監査法人供託金規則（平成十九年内閣府  
法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

第十五条 社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令（平成十九年内閣府  
法務省令第十一号）の一部を次の

ように改正する。

第十条の次に五章及び章名を加える改正規定のうち、第二十条第一号に係る部分を次のように改める。

一 発行者が次のイから八までに掲げる者である場合において、加入者が当該イから八までに定める者であるときは、その旨

イ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八第一項に規定する一般放送事業者（口



に掲げるものを除く。) 同項に規定する外国人等

ロ 放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者 同法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の八第一項に規定する外国人等

ハ 放送法第五十二条の三十二第一項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等

附則第二条第一項及び第二項並びに第三条の改正規定中「並びに第三条」を削り、当該改正規定の次に次のように加える。

附則第三条中「及び第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改め、「出力装置の」を削る。

#### 附 則

#### ( 施行期日 )

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(特定振替機関による記載又は記録の方法)

第二条 改正法附則第七条第二項の規定により特定振替機関(同条第一項に規定する特定振替機関をいう。

以下同じ。)が特定参加者(同条第一項に規定する特定参加者をいう。以下同じ。)のために開設した口座のうち自己口座(同条第七項に規定する自己口座をいう。)にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 当該特定参加者の参加者自己分(改正法附則第三条第二項に規定する参加者自己分をいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る株式(質権の目的であるものを除く。以下この項において同じ。)についての改正法附則第二条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号。以下「旧保振法」という。)第十七条第二項第二号に掲げる事項(株式の数を除く。)改正法第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「新振替法」という。)第二百二十九条第三項第二号に掲げる事項(以下この条から附則第四条までにおいて「銘柄」という。)を記載し、又は記録する欄

二 当該特定参加者の参加者自己分に係る株式についての旧保振法第十七条第二項第二号に掲げる事項の

うち株式の数 新振替法第二百二十九条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下「保有欄」という。）

三 当該特定参加者の参加者自己分に係る株式についての第一条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律施行規則（以下「旧保振法施行規則」という。）第八条第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数 新振替法第二百二十九条第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日 新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該特定参加者の参加者自己分に係る株式についての旧保振法施行規則第八条第三号に掲げる事項 社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第三百七十号）の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号。以下「新振替法施行令」という。）第二十八条第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

2 改正法附則第七条第二項の規定により特定振替機関が特定参加者のために開設した口座のうち顧客口座（改正法附則第八条第六項第二号に規定する顧客口座をいう。）にする記載又は記録は、次の各号に掲げ

る事項を、当該顧客口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 当該特定参加者の顧客預託分（改正法附則第三条第二項に規定する顧客預託分をいう。以下この項において同じ。）に係る株式（当該特定参加者の質権の目的であるものを除く。以下この項において同じ。）及び当該特定参加者の参加者自己分に係る株式のうち当該特定振替機関の質権の目的であるものについての旧保振法第十七条第二項第二号に掲げる事項（株式の数を除く。） 新振替法第二百二十九条第四項第一号に掲げる事項（銘柄に係る部分に限る。）を記載し、又は記録する欄

二 当該特定参加者の顧客預託分に係る株式及び当該特定参加者の参加者自己分に係る株式のうち当該特定振替機関の質権の目的であるものについての旧保振法第十七条第二項第二号に掲げる事項のうち株式の数 新振替法第二百二十九条第四項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

3 改正法附則第七条第二項の規定により特定振替機関が特定質権者（同条第一項に規定する特定質権者をいう。以下この項において同じ。）のために同項前段の規定により開設した口座にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十七条第二項第二号に掲げる事項（株式の数を除く。） 銘柄を記載し、又は記録する欄
  - 二 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十七条第二項第二号に掲げる事項のうち当該株式の数、特定質権者が当該株式の質権者である旨、当該数のうち当該株式の株主である特定参加者ごとの数並びに当該特定参加者の名称及び住所 質権欄（改正法附則第七条第六項に規定する質権欄をいう。以下同じ。）
  - 三 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八条第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数 新振替法第二百二十九条第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
  - 四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日 新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
  - 五 当該特定質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八条第三号に掲げる事項 新振替法施行令第二十八条第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
- （特定参加者による記載又は記録の方法）

第三条 改正法附則第七条第四項の規定により特定参加者が顧客のために同条第三項前段の規定により開設した口座にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 当該顧客の株式（質権の目的であるものを除く。以下この項において同じ。）についての旧保振法第十五条第二項第二号に掲げる事項（株式の数を除く。） 銘柄を記載し、又は記録する欄
  - 二 当該顧客の株式についての旧保振法第十五条第二項第二号に掲げる事項のうち株式の数 保有欄
  - 三 当該顧客の株式についての旧保振法施行規則第七条第一項第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数 新振替法第二百二十九条第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
  - 四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日 新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
  - 五 当該顧客の株式についての旧保振法施行規則第七条第一項第三号に掲げる事項 新振替法施行令第二十八条第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄
- 2 改正法附則第七条第四項の規定により特定参加者が特定顧客質権者（同項の質権者をいう。以下この項

において同じ。) のために同条第三項前段の規定により開設した口座にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十五条第二項第二号に掲げる事項  
(株式の数を除く。) 銘柄を記載し、又は記録する欄

二 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法第十五条第二項第二号に掲げる事項のうち当該株式の数、特定顧客質権者が当該株式の質権者である旨、当該数のうち当該株式の株主である顧客ごとの数並びに当該顧客の氏名又は名称及び住所 質権欄

三 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第七条第一項第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数 新振替法第二百二十九条第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日 新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該特定顧客質権者の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第七条第一項第三号に掲げ

る事項 新振替法施行令第二十八条第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

第四条 改正法附則第七条第六項の規定により特定参加者が同項の特定振替機関のために同条第五項前段の規定により開設した口座にする記載又は記録は、次の各号に掲げる事項を、当該口座のうち当該各号に定める欄に記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法第十七条第二項第二号に掲げる事項（株式の数を除く。） 銘柄を記載し、又は記録する欄

二 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法第十七条第二項第二号に掲げる事項のうち当該株式の数、当該特定振替機関が質権者である旨、当該数のうち当該株式の株主である当該特定参加者ごとの数並びに当該特定参加者の名称及び住所 質権欄

三 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八条第二号に掲げる事項及び当該事項に係る株式の数 新振替法第二百二十九条第三項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

四 第二号の規定による記載又は記録についての数、増加した旨及び施行日 新振替法第二百二十九条第三



項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

五 当該特定振替機関の質権の目的である株式についての旧保振法施行規則第八条第三号に掲げる事項

新振替法施行令第二十八条第一号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄

(特定振替機関への通知事項)

第五条 改正法附則第八条第五項第九号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、株式の内容とする。

(株券喪失登録)

第六条 改正法附則第九条第二項に規定する内閣府令・法務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者とする。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百二十五条第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 当該申請をした者

二 会社法第二百二十六条第一項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 名義人

三 株券喪失登録日（会社法第二百二十一条第四号に規定する株券喪失登録日をいう。）の翌日から起算して一年を経過した場合（当該期間が経過する前に株券喪失登録が抹消された場合を除く。） 株券喪失

失登録者

特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

(特別振替機関の監督に関する命令の一部改正)

内閣府

財務省

第一条 特別振替機関の監督に関する命令（平成十四年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「社債等の振替に関する法律（）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。）」に改め、同条第十九号を削る。

第二十五条第一項第一号イを次のように改める。

イ 特別振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通

信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

第二十五条第一項第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 特別振替機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信

回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル

に当該情報を記録する方法

第二十七条第一項中「第三百二条第三項」の下に「及び第四項並びに第三百十二条第一項」を加える。

第三十条の見出し中「情報の内容」を「事項」に改める。

第三十二条第一項中「第二十五条第一項第一号ロに規定する」を「第二十五条第一項第一号ハに掲げる」に改める。

第三十五条中「振替社債等の発行者」を「当該振替業に係る社債等の発行者」に改める。

第三十七条第一項中「第二百二十八条」を「第二百七十七条」に改め、「（次項において「利害関係者」

という。）」を削り、「同条の規定により特別振替機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提

供を請求」を「特別振替機関に対して同条の規定による請求を」に、「次に掲げる事項を記載した申請書

」を「次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報」に、「提出」を「提供」に改め、同項各号を次のように改める。

一 第二十五条第一項第一号に掲げる方法

二 書面を提出する方法

第三十七条第二項中「前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書には、」を「法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定による請求をするときは、当該請求において、」に、「書面」を「資料」に、「添付」を「提出」に改める。

第三十七条の二第一項中「第二百二十八条」を「第二百七十七条」に改める。

第三十八条第一項第二号中「第二条第三項第五号」を「第二条第三項第六号」に、同項第三号中「第二条第三項第七号」を「第二条第三項第八号」に改める。

附則第二条中「並びに法附則第三十六条第一項」を「、法附則第三十六条第一項」に改め、「特例外債」の下に「、法附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債」を加え、「及び法附則第三十五条第一項」を「、法附則第三十五条第一項」に改め、「特例特定目的信託受益権」の下に「、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権」を加える。

別表第二第二条第三項第五号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更の項中「第二条第三項第五号又

は第七号」を「第二条第三項第六号又は第八号」に改める。

(口座管理機関に関する命令の一部改正)

内閣府

第二条 口座管理機関に関する命令(平成十四年財務省令第二号)の一部を次のように改正する。

財務省

第一条中「社債等の振替に関する法律(」を「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。」に改める。

第三条第一項中「第二百二十八条」を「第二百七十七条」に改め、「(次項において「利害関係者」という。)」を削り、「同条の規定により口座管理機関に対し、同条に規定する書面の交付又は情報の提供を請求」を「口座管理機関に対して同条の規定による請求を」に、「次に掲げる事項を記載した申請書」を「次に掲げる方法のいずれかにより、請求者の氏名又は名称及び住所並びに請求の目的その他の当該請求に必要な情報」に、「提出」を「提供」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 次条第一項に掲げる方法
- 二 書面を提出する方法

第三条第二項中「前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書には、」を「法第二百七十七条に規定する利害関係を有する者が同条の規定による請求をするときは、当該請求において、」に、「書面」を「資料」に、「添付」を「提出」に改める。

第四条第一項中「第二百二十八条」を「第二百七十七条」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 口座管理機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

第四条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 口座管理機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じてその加入者の閲覧に供し、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(国債の振替に関する命令の一部改正)

内閣府  
財務省  
第三条 国債の振替に関する命令(平成十四年法務省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「社債等の振替に関する法律（）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。）」に改める。

第四条第一項中「社債等の振替に関する法律施行令（）」を「社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号。）」に改める。

本則に次の一条を加える。

（振替口座簿の記載又は記録事項の証明を請求することができる利害関係者）

第五条 令第八十四条に規定する内閣府令・法務省令・財務省令で定めるものは、当該口座を自己の口座とする加入者の相続人その他の一般承継人とする。

（加入者保護信託に関する命令の一部改正）

第四条 加入者保護信託に関する命令（平成十四年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

内閣府  
財務省

第一条中「社債等の振替に関する法律（）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。）」に改める。



第九条中「社債等の振替に関する法律施行令第五条第五号」を「社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第四条第五号」に改める。

第十条第一項中「社債等の振替に関する法律施行令第四条第三号」を「令第三条第三号」に改める。

（特別振替機関の監督に関する命令及び口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令の一部改正）

第五条 特別振替機関の監督に関する命令及び口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（平成十六年内閣府

年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。  
財務省

附則第二条第一項中「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の下に「（平成十六年政令第二百六十六号）」を加え、「及び第四条」を削る。

（内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第六条 内閣府、法務省及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等におけ

内閣府  
財務省  
情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」の項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

別表第二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

別表第三中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十八条」を「第二百七十七条」に改める。

#### 附 則

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

投資者保護基金に関する命令の一部を改正する命令

投資者保護基金に関する命令（平成十年大蔵省令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

附 則

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正)

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成五年大蔵省農林水産省令第一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第十項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改める。

第五十七条の二に次の一項を加える。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項(これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。))において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成五年大蔵省農林水産省令第二号)の一部を次のように改

正する。

第五十条の二に次の一項を加える。

3 第一項第一号ロ(1)の場合において、準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条 農林中央金庫法施行規則（平成十三年

内閣府  
農林水産省

令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条に次の一項を加える。

5 第二項の場合において、会員が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第一百八条に次の一項を加える。

- 3 第七十四条第五項の規定は、第一項第一号口(1)の場合において準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百三十九条第一項及び第四百三十五条第一項、第四百二十八条第一項、第二百二十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る。)において準用する場合を含む。」と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省  
労働省 令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十三条に次の一項を加える。

7 第一項第五号の場合において、連合会が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第五十二条に次の一項を加える。

7 第四十二条第七項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。

第二百二十条に次の一項を加える。

3 第四十二条第七項の規定は、第一項第一号ロ(1)の場合において銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四十三条第七項中「第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項」とあるのは「第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規

定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）と、「株式に」とあるのは「株式又は出資に」と読み替えるものとする。

附 則

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。



郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令  
郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年  
内閣府  
総務省 令第三  
号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

附 則

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、  
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、令  
経済産業省、国土交通省

第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 令第八条第一項第一号ネに掲げる取引のうち、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の六第三項本文、第三百一十一条第三項本文（同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）、（一）において準用する場合を含む。）、第三百六十七条第三項本文（同法第二百七十六条（第三号に係る部分に限る。）、（一）において準用する場合を含む。）及び第三百九十六条第三項本文（同法第二百七十六条（第四号に係る部分に限る。）、（一）において準用する場合を含む。）に規定する申出による口座の開設に係る

もの

附 則

( 施行期日 )

1 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

( 経過措置 )

2 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの命令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第八号の規定の適用については、同号中「第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」において準用する場合は、同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）、第二百二十七条の六第三項本文「とあるのは、」第六十九条の二第三項本文（同法第二百七十六条（第一号に係る部分に限る。）」において準用する場合を含む。」とする。